

平成30年度 石川県農薬管理指導士養成・更新研修実施要領

1 目的

農薬販売業者、農薬使用に携わる業者等に対し、農薬に関する専門的研修を実施し、専門知識と指導力を有する者を農薬管理指導士として認定することを目的に、石川県農薬管理指導士認定事業実施要綱第2の2の(2)の規定に基づき、石川県農薬管理指導士養成・更新研修を実施する。

2 研修区分

- (1) 養成研修 (新規) : 「4 受講資格」に掲げる資格を有する者を対象に実施し、適当と認められた場合は、農薬管理指導士として認定する。
- (2) 更新研修 (継続) : 農薬管理指導士の認定期間 (3年間) を更新しようとする者を対象に実施し、研修の受講者は、農薬管理指導士の認定期間を更新する。

※ 新規の方は午後の「養成研修」を、更新の方は午前の「更新研修」を受講してください。
ただし、更新者の場合、養成研修の受講(認定試験を除く。)で更新研修に代えることができます。

3 研修期日及び場所

(1) 加賀会場

日 時:平成31年2月19日(火) (更新研修) 10:30~11:50 (養成研修) 13:30~16:30

場 所:小松市民センター セミナールーム (小松市大島町丙42番地3)

(2) 金沢会場

日 時:平成31年2月20日(水) (更新研修) 10:30~11:50 (養成研修) 13:30~16:30

場 所:石川県庁 11階 1105会議室 (金沢市鞍月1-1 TEL:076-225-1626)

(3) 能登会場

日 時:平成31年2月21日(木) (更新研修) 10:30~11:50 (養成研修) 13:30~16:30

場 所:能登空港ターミナルビル4階 41会議室 (輪島市三井町洲衛10部11番1 TEL:0768-26-2300)

4 受講資格

農薬取扱業(農薬販売、防除、ゴルフ場農薬使用管理責任者)に従事する満20歳(研修年度の3月末時点)以上の者で、現に農薬取扱業務に従事している者のうち、勤務地が石川県にある者

5 受講手続

農薬管理指導士の認定又は更新を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

①石川県農薬管理指導士養成・更新研修受講申請書(別記様式第1号)

②農薬販売業務(農薬使用業務)従事証明書(別紙1)

ただし、②の証明書は申請者が従業員の場合のみ提出すること。

※ 県ホームページから上記書類書式のダウンロード及び電子申請が可能

(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/no-an/tetuduki/kanrisido.html>)

6 書類提出期限及び提出先

(1) 提出期限:平成31年2月7日(木)

(2) 提出先:石川県農林水産部農業安全課 担当:宮坂
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1626(直通)

7 受講料 無料

8 研修日程(予定)

更新研修			養成研修		
開始	分	内容	開始	分	内容
10:00	-	受付	13:00	-	受付
10:30	10	開会・農薬管理指導士の任務	13:30	10	開会・農薬管理指導士の任務
10:40	60	農薬取締法改正の内容について	13:40	30	毒物・劇物の適正な取扱いについて
11:40	10	質疑	14:10	40	農薬の一般知識について
11:50	-	閉会	14:50	50	農薬の適正な販売と使用について
			15:40	10	(休憩)
			15:50	40	認定試験
			16:30	-	閉会